

奈良県知事指定

福祉用具専門相談員指定講習会

平成27年度より福祉用具専門相談員の制度が大きく変わりました。

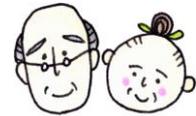
ホームヘルパー2級・1級、介護職員初任者研修の資格だけでは福祉用具の貸与や販売に携わることができなくなり、「指定福祉用具貸与」、「指定介護予防福祉用具貸与」、「指定福祉用具販売」と「特定介護予防福祉用具販売」の事業所には必ず保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、義肢装具士、または**福祉用具専門相談員**2名以上の配置が必要であり、福祉用具専門相談員は「福祉用具サービス計画」を作成することが義務付けられました。

福祉用具専門相談員指定講習を修了するためには、役割や、介護保険制度に関する基礎知識、高齢者と介護・医療に関する知識、個別の福祉用具に関する知識・技術（演習含む）、福祉用具サービス計画（個別援助計画）等について学習し、指定された全日程を履修され、修了評価（筆記試験）に合格された方は修了証明書が取得できます。

●開講日

10月1日（土）・8日（土）・10日（祝月）・15日（土）
・22日（土）・29日（土）
11月3日（祝木）・5日（土）・12日（土）

※開講日・については都合により変更もございますのでご了承願います。



（いつも元気です）

●受講料

55,000円（本校修了生は53,000円）（テキスト代含む）

●募集人員 30名（定員になり次第締め切ります）

●修了証書等の交付について



全課程を修了し、評価試験に合格された方には、奈良県知事指定福祉用具専門相談員指定講習会の「修了証書」ならびに「修了証明書（携帯用）」を交付いたします。（未受講の講義等がありと、修了証書は発行できません）

福祉用具専門相談員指定講習事業者

広陵町商工会

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠162 Tel 0745-55-3535 Fax 0745-55-2614
ホームページ <http://www.koryonet.or.jp> Eメール info@koryonet.or.jp

※福祉用具専門相談員指定講習事業者は、介護保険法施行令第3条の2第2項に基づき、奈良県知事の指定を受けた事業者です。